

兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11 (かいに指定した出先機関) の一部改正 (会計課)	1
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15 (収入証紙売りさばき人の名称等) の一部改正 (同)	2
○ 平成19年兵庫県告示第409号の3 (会計管理者の権限に属する事務の一部の委任) の一部改正 (同)	3
○ 平成19年兵庫県告示第409号の4 (会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任) の一部改正 (同)	3
教育委員会規則	
○ 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	6
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	6
教育委員会告示	
○ 公印の廃止	9
教育長訓令	
○ 教育委員会公舎管理規程の一部を改正する訓令	9
警察本部告示	
○ 兵庫県警察文書管理規程の一部を改正する告示	10

公布された法令のあらまし

- 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (教育委員会規則第10号)
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正により、勤務時間を短縮すること等及び職員の子育て支援に関する条例の制定により、新たな休暇を創設することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (教育委員会規則第11号)
平成21年度の事務執行体制の整備を図るため、組織、所掌事務及び職制について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第424号の31

昭和39年兵庫県告示第332号の11 (かいに指定した出先機関) の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

知事の管理に属するもの中 「広域防災センター
生活科学総合センター」 を「広域防災センター」に、「健康環境科学研究センター」を「健康生活科学研究所」に、「西宮こども家庭センター」を「川西こども家庭センター」に、

「洲本家畜保健衛生所

六甲治山事務所 を「洲本家畜保健衛生所」に改める。

但馬高原林道建設事務所」

表教育委員会に属するもの中神戸教育事務所から西播磨教育事務所までを次のように改める。

阪神教育事務所

播磨東教育事務所

播磨西教育事務所

表教育委員会の管理に属するもの中 「教育研修所」を「教育研修所」に、
 「嬉野台生涯教育センター」を「教育研修所」に、
 「兵庫高等学校」を「兵庫高等学校」に、
 「淡路高等学校」を「淡路高等学校」に、
 「三原高等学校」を「淡路高等学校」に、
 「志知高等学校」を「志知高等学校」に、
 「視覚特別支援学校」を「視覚特別支援学校」に、
 「淡路視覚特別支援学校」を「淡路視覚特別支援学校」に、
 学校」に改める。



兵庫県告示第424号の32

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中「伊丹食品衛生協会」を「伊丹川西猪名川食品衛生協会」に、

宝塚食品衛生協会	宝塚市小林	」
川西猪名川食品衛生協会	川西市火打	

を

宝塚食品衛生協会	宝塚市小林	」
----------	-------	---

に、

「西脇市多可郡食品衛生協会」を「北播磨食品衛生協会西脇出張所」に、

三木食品衛生協会	三木市宿原	」
高砂食品衛生協会	高砂市荒井町紙町	

を

北播磨食品衛生協会	三木市宿原	」
三木出張所		

に、

「加西市食品衛生協会」を「北播磨食品衛生協会加西出張所」に、
 「小野市加東郡食品衛生協会」を「北播磨食品衛生協会」に、
 「揖龍食品衛生協会」を「揖龍食品衛生協会」に、
 「揖龍佐用食品衛生協会」を「揖龍佐用食品衛生協会」に、

「淡路食品衛生協会淡路市出張所」に、「宍粟市山崎町今宿」を「宍粟市山崎町山崎」に、
 「洲本食品衛生協会」を「淡路食品衛生協会」に、
 「淡路市（津名郡）食品衛生協会」を「淡路食品衛生協会淡路市出張所」に、
 「南あわじ市福良甲」を「南あわじ市湊」に、

株式会社田口綜合事務所	株式会社田口綜合事務所	丹波市柏原町柏原
-------------	-------------	----------

」

を
「

株式会社田口綜合事務所 社団法人兵庫県建設業協会	株式会社田口綜合事務所 淡路支部	丹波市柏原町柏原 洲本市塩屋
-----------------------------	---------------------	-----------------------

に改める。



兵庫県告示第424号の33

平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部の委任）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表出納局管理課物品係長の職にある出納員の項の次に次のように加える。

教育委員会事務局学事課指定都市教職員給与係長の職にある出納員	次に掲げる経費に係る支出負担行為の確認をすること。 (1) 神戸市立学校県費負担教職員の共済費、児童手当、退職手当及び旅費 (2) 神戸市立学校非常勤職員の報酬、共済費及び旅費 (3) 神戸市立特別支援学校の児童生徒就学奨励費
--------------------------------	--



兵庫県告示第424号の34

平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表県民局出納員の款再委任を受けた事務の欄中「灘県税事務所」を「神戸県税事務所」に改める。

表神戸県民局出納員の款再委任を受けた分任出納員又は経理員の欄中
「神戸生活創造センター分任出納員
神戸土木事務所分任出納員」

「灘県税事務所分任出納員」を「神戸土木事務所分任出納員」に、兵庫県税事務所分任出納員を「西神戸県税事務所分任出納員」に改め、同款西神戸県税事務所分任出納員の項再委任を受けた事務の欄を次のように改める。

当該事務所における次に掲げる事務（収入証紙の売りさばきに係る事務を除く。） (1) 物品の出納及び保管並びに占有動産の管理をすること。 (2) 物品（占有動産を含む。）の記録管理をすること。

表阪神南県民局出納員の款再委任を受けた分任出納員又は経理員の欄中
「芦屋健康福祉事務所分任出納員 県土整備部分任出納員 西宮土木事務所分任出納員 尼崎港管理事務所分任出納員」
「芦屋健康福祉事務所分任出納員 西宮土木事務所分任出納員 尼崎港管理事務所分任出納員」
を 西宮土木事務所分任出納員 に改め、同款西宮県税事務所分任出納員の項再委任を受けた事務の欄を次のように改める。

当該事務所における次に掲げる事務
 (収入証紙の売りさばきに係る事務を除く。)

- (1) 物品の出納及び保管並びに占有動産の管理をすること。
- (2) 物品(占有動産を含む。)の記録管理をすること。

表阪神北県民局出納員の款再委任を受けた分任出納員又は経理員の欄中
 「宝塚健康福祉事務所分任出納員
 伊丹健康福祉事務所分任出納員
 川西健康福祉事務所分任出納員
 三田健康福祉事務所分任出納員
 宝塚土木事務所三田土木事務所分任出納員」
 「伊丹県税事務所分任出納員
 宝塚土木事務所伊丹土木事務所分任出納員」
 を「宝塚健康福祉事務所分任出納員
 伊丹健康福祉事務所分任出納員 に、
 阪神農林振興事務所分任出納員」
 を「伊丹県税事務所分任出納員」に改め、同款伊丹県税事務所
 分任出納員の項再委任を受けた事務の欄を次のように改める。

当該事務所における次に掲げる事務
 (収入証紙の売りさばきに係る事務を除く。)

- (1) 物品の出納及び保管並びに占有動産の管理をすること。
- (2) 物品(占有動産を含む。)の記録管理をすること。

表東播磨県民局出納員の款再委任を受けた分任出納員又は経理員の欄中
 「明石健康福祉事務所分任出納員
 高砂健康福祉事務所分任出納員」
 を「明石健康福祉事務所分任出納員」に、
 「明石県税事務所分任出納員
 加古川土木事務所明石土木事務所分任出納員」
 を「加古川土木事務所明石鉄道高架対策室分任出納員」に改め、同款加古川土木事務所明石鉄道高架対策室分任出納員の項再委任を受けた事務の欄中「(収入証紙の売りさばきに係る事務を除く。)」を削る。
 表北播磨県民局出納員の款を次のように改める。

北播磨県民局 出納員	加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所分任出納員	当該事務所における次に掲げる事務 (1) 現金の収納及び保管をすること。 (2) 物品の出納及び保管をすること。 (3) 現金及び物品の記録管理をすること。
	加東土木事務所多可事業所分任出納員	当該事務所における物品の出納、保管及び記録管理事務

表中播磨県民局出納員の款再委任を受けた分任出納員又は経理員の欄中「福崎健康福祉事務所分任出納員」
 を「中播磨健康福祉事務所分任出納員」に、「姫路土木事務所福崎土木事務所分任出納員」を「姫路土木事務所福崎事業所分任出納員」に改める。
 「赤穂健康福祉事務所分任出納員
 佐用健康福祉事務所分任出納員
 山崎健康福祉事務所分任出納員
 龍野農林振興事務所分任出納員
 龍野土地改良事務所分任出納員」
 表西播磨県民局出納員の款中
 を「赤穂健康福祉事務所分任出納員」に、

龍野県税事務所分任出納員 上郡土木事務所佐用土木事務所分任出納員 上郡土木事務所山崎土木事務所分任出納員	当該事務所における物品の出納、保管及び記録管理事務（収入証紙の売りさばきに係る事務を除く。）
--	--

を

龍野県税事務所分任出納員	当該事務所における次に掲げる事務（収入証紙の売りさばきに係る事務を除く。） (1) 物品の出納及び保管並びに占有動産の管理をすること。 (2) 物品（占有動産を含む。）の記録管理をすること。
--------------	---

に改め、龍野県税事務所分任出納員の項の次に次のように加える。

龍野土木事務所宍粟事業所分任出納員	当該事務所における物品の出納、保管及び記録管理事務
-------------------	---------------------------

表但馬県民局出納員の款再委任を受けた分任出納員又は経理員の欄中「和田山健康福祉事務所分任出納員」を「朝来健康福祉事務所分任出納員」に、「和田山農林振興事務所分任出納員」を「朝来農林振興事務所分任出納員」に、「和馬水産事務所分任出納員」を「但馬水産事務所分任出納員」に、「八鹿土木事務所分任出納員」を「養父土木事務所分任出納員」に改め、同款和田山県税事務所分任出納員の項を削る。

表丹波県民局出納員の款再委任を受けた分任出納員又は経理員の欄中「篠山健康福祉事務所分任出納員」を「丹波健康福祉事務所分任出納員」に、「篠山土地改良事務所分任出納員」を「丹波農林振興事務所篠山土地改良事務所分任出納員」に改め、同款柏原土木事務所篠山土木事務所分任出納員の項を削る。

表淡路県民局出納員の款再委任を受けた分任出納員又は経理員の欄中「淡路文化会館分任出納員」

北淡路健康福祉事務所分任出納員 を「淡路文化会館分任出納員」に改める。

南淡路健康福祉事務所分任出納員」

表大学出納員の款中「播磨科学公園都市キャンパス事務部分任出納員」を「播磨光都キャンパス事務部分任出納員」に、「播磨科学公園都市キャンパス事務部」を「播磨光都キャンパス事務部」に、「播磨科学公園都市キャンパス事務部長」を「播磨光都キャンパス事務部長」に改め、明石キャンパス事務部分任出納員の項の次に次のように加える。

淡路キャンパス事務部分任出納員	淡路キャンパス事務部における次に掲げる事務 (1) 淡路キャンパス事務部長及び総務課長専決事項に係る支出負担行為について事前協議を受けること。 (2) 淡路キャンパス事務部長及び総務課長専決事項に係る支出負担行為の確認をすること。
-----------------	---

	(3) 現金の収納及び保管をすること。 (4) 物品の出納及び保管をすること。 (5) 現金及び物品の記録管理をすること。
--	---

表健康環境科学研究センター出納員の款中「健康環境科学研究センター出納員」を「健康生活科学研究所出納員」に、「健康環境科学研究センター分任出納員」を「健康生活科学研究所分任出納員」に、「健康環境科学研究センター安全科学部、大気環境部及び水質環境部における次に掲げる事務（飲料水及び温泉に係る事務を除く。）」を「健康生活科学研究所生活科学総合センターにおける次に掲げる事務」に改める。

表中高等学校出納員の款を削る。

教 育 委 員 会 規 則

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県教育委員会
委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第10号

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 2 号ア中「同程度。」を「同程度」に改め、同号イ中「第 6 条に規定する半日勤務時間」を「第 6 条の規定により 4 時間の勤務時間」に、「第 8 条」を「第10条」に改め、同項第 6 号イ中「第 6 条に規定する半日勤務時間」を「第 6 条の規定により 4 時間の勤務時間」に改め、同条第 4 項中「8 時間」を「7 時間45分」に改める。

第 4 条第 2 項中第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、同項第 6 号中「職員の育児休業及び部分休業に関する条例」を「職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「第17条」の右に「又は職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第24条」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 子育て支援条例第23条に規定する育児休暇の期間

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。



兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県教育委員会
委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第11号

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「県立青年の家（第41条・第42条）」を「削除」に、「県立嬉野台生涯教育センター及び県立婦人研修館（第58条―第64条）」を「削除」に改める。

第 7 条の表総務課の項中「企画係」を「企画・行政係」に改め、同表財務課の項中「学校経理係 財産管理係 教職員給与管理係」を「学校管理係」に改め、同表学事課の項中「助成係」を「助成係 耐震支援係」に、

「学事第2係」を「学事第2係 教職員給与管理係 指定都市教職員給与係」に改め、同表高校教育課の項中「奨学金係」を削る。

第10条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第11条第1号中「教職員」の右に「(県立学校の教育職員及び県費負担教職員をいう。以下同じ。)」を加える。

第12条中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 公立学校施設等の耐震診断及び耐震改修に係る市町からの相談に関する事。

第12条第12号の次に次の3号を加える。

(13) 義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づく負担金に関する事。

(14) 教職員及び県立学校の職員の給与支給事務の集中管理に関する事。

(15) 神戸市立学校の県費負担教職員に関する事(他課室の所掌に属するものを除く。)

第16条第7号中「県立青年の家、」及び「、県立嬉野台生涯教育センター、県立婦人研修館」を削る。

第20条中「事務所の」を「事務局の」に改める。

第21条の表を次のように改める。

教育事務所名	位 置	所 管 区 域
兵庫県教育委員会 阪神教育事務所	西 宮 市	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡
兵庫県教育委員会 播磨東教育事務所	加古川市	明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡
兵庫県教育委員会 播磨西教育事務所	姫 路 市	姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
兵庫県教育委員会 但馬教育事務所	豊 岡 市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
兵庫県教育委員会 丹波教育事務所	篠 山 市	篠山市 丹波市
兵庫県教育委員会 淡路教育事務所	洲 本 市	洲本市 南あわじ市 淡路市

第22条を次のように改める。

(組織)

第22条 兵庫県教育委員会阪神教育事務所、兵庫県教育委員会播磨東教育事務所及び兵庫県教育委員会播磨西教育事務所に、次の3課を置く。

- 総務課
- 教職員課
- 教育振興課

2 兵庫県教育委員会但馬教育事務所、兵庫県教育委員会丹波教育事務所及び兵庫県教育委員会淡路教育事務所に、次の2課を置く。

- 総務課
- 教育振興課

第24条第1項中「(兵庫県教育委員会神戸教育事務所を除く。)」を削り、同項中第13号から第19号までを削り、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 県費負担教職員のうち事務職員の研修に関する事。

第24条第1項第20号中「教育推進課」を「教育事務所の他課」に改め、同号を同項第14号とし、同条第2項を削る。

第26条及び第27条を削る。

第25条中「教育推進課」を「教育振興課」に改め、同条第2号中「教育課程に関する研修」を「研修(教育事務所の他課の所掌に属するものを除く。)」に改め、同条を第26条とする。

第24条の次に次の1条を加える。

第25条 教職員課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県立学校との連絡に関すること。
 - (2) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の研修（教育課程に関するものを除く。）に関すること。
 - (3) 県費負担教職員の任免その他の人事に関すること。
 - (4) 県費負担教職員の給与その他の勤務条件に関すること。
 - (5) 県費負担教職員の公務災害に関すること。
 - (6) 教育職員の免許事務に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教職員に関すること。
- 2 第22条第2項に規定する教育事務所においては、総務課において前項各号に掲げる事務をつかさどる。

第26条の次に次の2条を加える。

（教育振興室）

第27条 教育事務所に、その所掌事務の一部を分掌させるため、次の表のとおり教育振興室を置く。

教育事務所名	名 称	位 置	所 管 区 域
兵庫県教育委員会 阪神教育事務所	宝塚教育振興室	宝 塚 市	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡
兵庫県教育委員会 播磨東教育事務所	加東教育振興室	加 東 市	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
兵庫県教育委員会 播磨西教育事務所	光都教育振興室	赤 穂 郡	相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡

第27条の2 教育振興室においては、第23条各号及び第26条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 文書及び公印の管理に関すること。
- (2) 職員の服務に関すること。

第4節を次のように改める。

第4節 削除

第41条及び第42条 削除

第8節を次のように改める。

第8節 削除

第58条から第64条まで 削除

第7章第2節の節名を次のように改める。

第2節 教育事務所の職制

第76条の見出しを「(所長等)」に改め、同条第1項中「地方機関」を「教育事務所」に改め、同条に次の1項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる職を、同表の中欄に掲げる教育事務所の組織の長として置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 名	組 織	職 務
教育振興室長	教育振興室	所長の命を受け、教育振興室の事務を掌理する。

第79条第1項中「、県立教育研修所、県立青年の家及び県立嬉野台生涯教育センター」を「及び県立教育研修所」に改め、同条第5項中「(県立嬉野台生涯教育センターの所長にあつては、県立婦人研修館の事務を含む。)」を削り、同条6項中「、県立但馬やまびこの郷及び県立嬉野台生涯教育センター」を「及び県立但馬やまびこの郷」に改める。

第79条の2の見出し中「館長及び」を削り、同条第1項中「県立嬉野台生涯教育センターに、館長を置き、」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第79条の3第4項中「、県立嬉野台生涯教育センター」を削り、同条第6項中「(県立嬉野台生涯教育センターの館長を除く。)」を削る。

第80条第1項中「、県立嬉野台生涯教育センター」を削る。
第81条中「(県立嬉野台生涯教育センターの館長を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

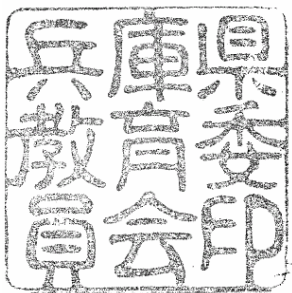

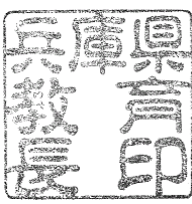
兵庫県教育委員会告示第4号

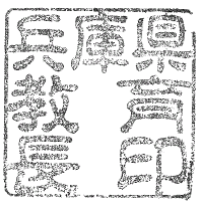


次に掲げる公印を平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

兵庫県教育委員会
委員長 上 羽 慶 市

廃止公印の名称及び印影

		
兵庫県教育委員会印／神戸教育 事務所	兵庫県教育委員会印／神 戸教育事務所	兵庫県教育長印／神戸教 育事務所

		
兵庫県教育長印／阪神北 教育事務所	兵庫県教育長印／北播磨 教育事務所	兵庫県教育長印／西播磨 教育事務所

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第4号

本 庁
教育事務所
県立学校
教育機関

教育委員会公舎管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

教育委員会公舎管理規程の一部を改正する訓令

教育委員会公舎管理規程（昭和58年兵庫県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項の表A公舎の項中「地方機関の長」を「教育事務所の所長」に、「地方機関の副所長」を「教育事務所の教育振興室長及び副所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

警 察 本 部 告 示

兵庫県警察本部告示第224号

兵庫県警察文書管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年3月31日

兵庫県警察本部長 太 田 裕 之

兵庫県警察文書管理規程の一部を改正する告示

兵庫県警察文書管理規程（平成13年兵庫県警察本部告示第520号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「市警察部庶務課」の右に「、同規則第46条の2第3項に規定する方面本部」を加える。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。